2012 年 2 月 17 日制定
2015 年 4 月 1 日改定

Ｓマーク認証の追加基準
電球形 LED ランプに係る取扱運用（改定）

【運用】

１．JIS C 8156（2011）に従うこと。ただし、包装の表示要求(5.2)e)及び附属書 JA を除く。

注記：別表第八に追加して次の規定が追加となる。

① 5.1 d) 定格周波数
② 5.2 包装、取説又はランプなどへの表示（ただし、ｅ）を除く）
③ 5.3 表示の見やすさ、消えにくさ等
④ 6.1 口金の互換性
⑤ 6.2 口金の曲げモーメント及び軸方向の引張り
⑥ 7 感電保護
⑦ 8 耐湿試験
⑧ 10 口金温度上昇
⑨ 11a) ボールプレッシャー試験
⑩ 12 耐燃焼性（ただし、透光性のあるカバー以外は、別表第八でカバーされる。）
⑪ 13.4 故障後の絶縁抵抗試験

２．雑音の強さ

共通事項の雑音の強さの規定に加えて、次を適用する。

追加として、調光不可である旨の表示がないものにあっては、標準調光器と LED ランプの組み合わせで、電源の雑音端子電圧を測定する。

許容値は、別表第十を適用する。測定方法は 7 章に標準調光器を加えて適用する。

注記：調光器が取扱説明書等で指定されている場合は、その調光器を使用する。

理由：調光不可である旨の表示がなければ、調光可能とみなし調光状態で雑音を測定する必要がある。なお、標準調光器の詳細はＳマーク認証機関に相談すること。

【解説】

現在、安全 JIS が整備されつつある LED ランプの制定動向と、その安全 JIS へのスムーズな移行を図るために、現在Ｓマーク認証の追加基準として制定している「電球形 LED ランプに係る取扱運用」を改定する。運用移行措置期間は 1 年とする。

なお、当該安全 JIS が整合規格として正式に採用された場合には本追加基準の改定を検討することとする。

【運用開始スケジュール】

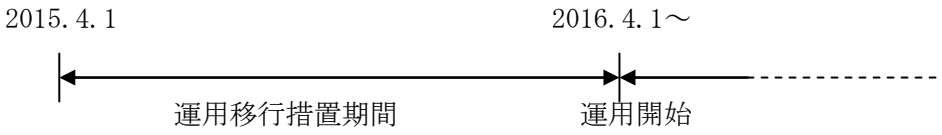

以　上